

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和2年度）

令和2年11月4日

山都町長 梅田 穰

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
山都町下市定住促進住宅整備事業	令和3年度から 令和4年度まで	町営住宅（定住促進住宅）の整備業務	山都町下市字前田 53-1	令和3年1月 山都町ホームページにて公表するとともに山都町役場庁舎掲示板に公告する。	山都町 建設課 維持管理係  電話 0967-72-1145 (直通)